

# 5 景観計画区域の 色彩基準

## 5-1 色彩基準の考え方

奈良の色彩景観は、「青垣」の山並みや「山の辺」の田園、豊かな住環境を象徴する庭木の緑など、様々なスケールの豊かな自然に恵まれ、その四季折々の変化は見る人に感銘を与える重要な資源となっています。また、そうした自然の中に、いにしえの時代から継承されてきた穏やかな色彩の建築物や工作物が優しくたたずみ、自然と人工物が融和した風情ある色彩景観を創出しています。一方、駅周辺や幹線道路沿道などの商業地を中心に、周辺と対比の強い派手な建築物や工作物もみられ、こうした自己主張の強い色彩が、街並みや山並みなどの連なりを遮断し、奈良らしい風情を感じられにくくしています。

そのため、「日本のふるさと」にふさわしい、風格や落ち着き、自然への畏敬が感じられる奈良の色彩景観を実現するためには、建築物や工作物の色彩を適切に誘導し、周辺景観との調和を図っていく必要があります。

『奈良県景観計画』では、次の考え方により色彩基準を定め、県全体に通じる落ち着きのなかにも地域ごとの個性が映える奥行きのある色彩景観の形成を誘導します。

### (1) 奈良県の景観を特長づける生きた自然の緑の尊重

「青垣」の緑をはじめ、豊かな自然景観要素と調和した景観を形成するために、建築物などの色彩は植物の緑の葉の鮮やかさを超えない色彩とします。

### (2) 暖色系を基調とする暖かく心地よい色彩の継承

建築物の外装色の出現頻度を勘案し、ほとんどの建築物などが基調としている暖色系色相では選択肢を持たせ、その他の色相では慎重な色彩選択を促します。

### (3) 風格と落ち着きのある色彩の継承と再生

建築物の外装色として突出ししやすい高彩度色や明るいパステル調の色彩を適切に規制し誘導します。

### (4) 現況を加味した効果的かつ無理のない基準の設定

届出対象と周辺景観の関係性を考慮し、これまで築かれた色彩の蓄積を阻害する色彩を適切に規制し誘導します。

### (5) 地域ごとの色彩景観の継承と伸長

景観計画区域全域を対象としつつも立地や建物用途によって異なる使用彩度域を考慮し、景観づくりの基本方針をふまえた地域別の基準を設けることにより、落ち着きから賑わいまでメリハリのある色彩景観の形成を誘導します。

- 01 自然の緑が映える景観—橿原市天香貝山
- 02 暖色系の色彩でそろった街並み—大淀町花吉野ガーデンヒルズ
- 03 凛とした風格のある環濠集落の景観—大和郡山市稗田町
- 04 周辺の街並みに対して違和感の強い派手な色彩の建築物—他都市
- 05 適度に幅のある色彩で構成された駅前街並み—奈良市学園前駅周辺



青丹よしふるさと奈良の  
色彩景観

ガイドラインの  
位置づけと活用方法

色彩景観の  
基礎知識

美しい色彩景観を  
守り育てていくために

景観計画区域の  
色彩基準

重点景観形成区域  
の色彩基準

景観の基盤をつくる  
公共事業の色彩

店やまの雰囲気伝える  
屋外広告物の色彩

豊かな風景を支える  
身近なくらしの色彩



■図 景観計画区域

## 5-2 景観計画区域とその地域区分について

### (1) このガイドラインが適用される区域—景観計画区域

この項目で解説する色彩基準は、景観計画区域に立地する一定規模以上の建築物や工作物に適用されます。奈良県では、景観行政団体となっている奈良市、橿原市、明日香村を除く、奈良県の区域を景観計画区域としています。

また、景観計画区域のうち、広域的・先導的な観点から特に重点的に景観形成に取り組むべき区域を重点景観形成区域とし、それ以外の区域を一般区域としています。重点景観形成区域は、第1種特定、第2種特定及び広域幹線沿道の3種類の設定がなされています。

### (2) 景観計画区域内の地域区分—都市計画に応じた4つの地域区分

景観計画区域は広大な面積に及び、景観の様相も多岐にわたります。そこで、下表のとおり、景観計画区域を都市計画の用途地域区分等に応じて4つの色彩基準適用区分を設け、それぞれの特性に合わせた色彩基準を適用します。

ただし、重点景観形成区域のうち第1種特定区域は、当該区域に限った色彩基準を適用しますので、P38「6 重点景観形成区域(第1種特定区域)の色彩基準」を参照して下さい。

### (3) 景観形成の基準と色彩基準

景観計画に定める景観形成の基準のうち、色彩については以下のような基準が定められています。

1. 色彩は、別に定める色彩基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。
2. 多くの色彩やアクセントを使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。

建築物の新築等行為の計画にあたっては、以下5-4から6-2に示す、色彩基準の適用区分ごとの目指すべき方向性やそれに応じた数値基準に適合する必要があります。さらに、上記1.に示した「周辺景観との調和」や、上記2.に示した「多くの色彩やアクセントを使用する場合」に関しては、以下の事項に留意し、基準に適合するようにして下さい。

- ①景観計画に示した「景観づくりの基本方針」に沿った色彩の使用に配慮すること。例えば、住居系地域に立地する建築物等の色彩を検討する際は当該地域の基準に適合した色彩を選定することはもとより、「景観づくりの基本方針」で示した「歴史的景観」や「眺望景観」、「沿道景観」に該当するエリアでは、それぞれの基本方針に沿った色彩を使用して下さい。
- ②色彩相互の調和やバランスに配慮すること。例えば、多色を用いる場合は、各色の色相や色調(明度や彩度)をそろえるなど、建築物等の全体像がちぐはぐにならないように計画して下さい。また、アクセントを用いる場合は、高彩度色の面積を抑えたり、建築物等の頂部や高層部に対比的な色彩を配置しないなど、表現が過剰にならないよう配慮して下さい。
- ③本景観色彩ガイドラインに沿った色彩を使用すること。

色彩基準 適用区分	都市計画 による区分	区分ごとの色彩基準の考え方	
		外壁等基調色	屋根基調色
住居系地域	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	暖かく落ち着いた住宅地のまち並みを 保全・創出する基準	暖かさや落ち着きの中にも適度な変化 のある屋根景観を保全・創出する基準
工業系地域	準工業地域 工業地域 工業専用地域	整然とした端正な工場地のまち並みを 保全・創出する基準	暖かさや落ち着きの中にも適度な変化 のある屋根景観を保全・創出する基準
商業系地域	近隣商業地域 商業地域	賑わいの中にも品格や秩序のあるまち 並みを保全・創出する基準	賑わいの中にも品格や秩序のある屋根 景観を保全・創出する基準
自然系地域	上記以外の地域	自然景観に融和し、自然が引き立つ色 彩景観を保全・創出する基準	緑や山並みの中に融和した屋根景観を 保全・創出する基準

### 5-3 色彩基準の適用除外の考え方

次に挙げるような地区や建築物等のうち、一定の協議を経てその色彩の合理性が確認できるものについては基準の適用除外や緩和を検討します。

#### (1) 独自の色彩景観形成が進められている地区

地区計画や建築協定などによって独自の景観・まちづくりが進められている地域で、色彩についても協定等に独自の内容が定められている場合は、県全体における色彩景観のバランスを考慮しつつ、地域独自の色彩基準等によるまちづくりを進めることができるよう配慮します。

#### (2) 自然素材色を基調とした建築物等

木材や地場の石材、土壁などの自然素材は、施工直後には色彩制限の範囲に含まれていても、経年変化によって風格のある穏やかな色調に変色することが多いことから、色彩基準の例外として扱うことができるようにします。

#### (3) 他法令で色彩が規定されているもの

主に安全性や識別性の確保のために、他の法令によって色彩が規定されているものについては、色彩基準に依らず法令に則った色彩を用いることができるものとします。

#### (4) その他景観審議会の意見を聴いた上で景観形成に資すると認められるもの

創造的なデザインによって周辺の景観を先導する質の高い外観が形成されているもの、既に整備が行われ地域のランドマークとして住民に親しまれているものの塗り替え、及びその他景観形成上重要な位置にあり周辺とは異なる色彩を使用することが必要なもの、その外観の実現に強い意欲を持ち色彩の合理性を十分に説明できるものなどについては、景観審議会の意見を聴いた上で、色彩基準の範囲外の色彩を使用することもできるよう配慮します。



01



02



03



04

- 01 イタリア風の配色で統一された街並み—他都市
- 02 赤い橋として親しまれている開運橋—三郷町
- 03 地場産の木材を活用した小学校—御杖村
- 04 航空法による塗色を採用した塔状工作物—他都市

**Point**

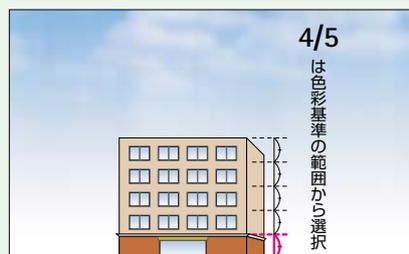
#### 基調色とは

ここで紹介する色彩基準は、建築物や工作物の外観のうち、景観に与える影響が大きい『基調色』を対象としています。基調色の面積割合は、建築物等の規模により、右の図のように定めています。

**Point**

#### マンセル値の端数処理について

高さ13m又は建築面積1,000㎡を超える場合



各立面(外壁面)の1/5までの面積で基調色以外の色彩(強調色)を用いることができます

高さ31m又は建築面積3,000㎡を超える場合



各立面(外壁面)の1/10までの面積で基調色以外の色彩(強調色)を用いることができます

色彩計などの計測機器を用いると、詳細なマンセル値を測定することができます。一方、景観における色彩の評価は人の目で見て判断するものです。そこで、マンセル値は、小数点第二位を四捨五入し、基準への適否判断を行うこととします。

第1種・第2種低層住居専用地域  
 第1種・第2種中高層住居専用地域  
 第1種・第2種住居地域  
 準住居地域

住居系地域としては、開発年代や地域的なバランスなどを考慮し、県内各所の住宅地で実態調査を行いました。

- 01 坂道沿いの住宅に統一感がある新しい街並み  
—三郷町
- 02 新しい中にも和風の意匠を継承した住宅  
—桜井市
- 03 庭木の緑が落ち着いた雰囲気をつくる住宅団地  
—奈良市
- 04 シャれた雰囲気の新しい住宅地—生駒市
- 05 落ち着いた色彩の住宅が心地よい雰囲気をつくる住宅地—斑鳩町



## 5-4 住居系地域の色彩

### (1) 色彩景観の現況

#### ●外壁の色彩

外壁の色彩は、調査対象としたすべての住宅が彩度6以下の色彩を用い、9割以上の住宅がYR系、Y系の暖色系色相を基調としていることが確認できました。またその中でも、彩度3以下の落ち着いた色彩、明度6以上の明るい色彩を採用した住宅が大勢を占めています。現況においては、極端に派手な色彩や暗い色彩などは少なく、穏やかで暖かみをもつ色彩範囲の中で、適度に变化のある景観が形成されています。

#### ●屋根の色彩

屋根の色彩は、暗灰色を中心にこげ茶や深緑、青、橙などが混在している調査結果が得られました。一定のまとまりが感じられる外壁色と比較するとやや幅のある色彩となっています。屋根材料にもやや幅があり、県内で多く見られるいぶし瓦のほか、化粧スレートや金属板、などが見られ、一部には青や赤など鮮やかな色彩の施釉瓦なども見られます。

### (2) 色彩景観形成の考え方

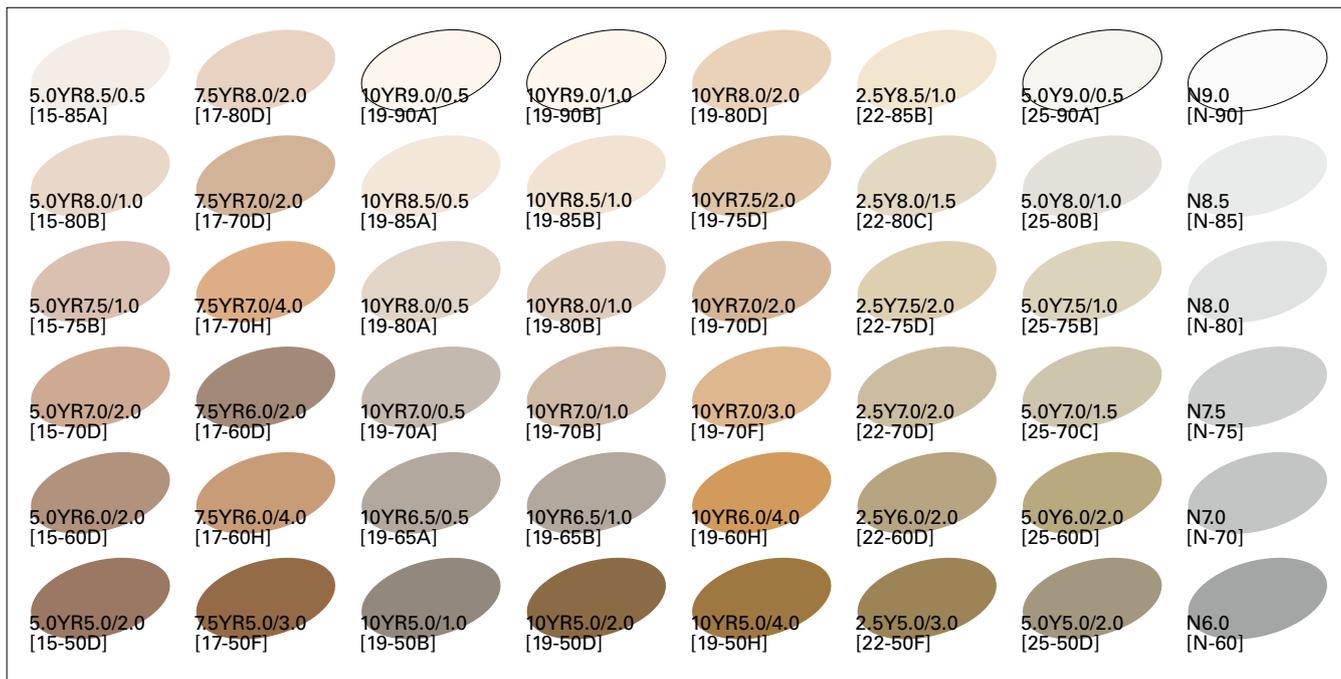
#### 暖かく落ち着いた心地よいの街並み景観の形成

本地域では、住宅地にふさわしい心地よい街並みを形成するために、多くの住民の協調によって形成されてきた暖かく落ち着いた雰囲気を継承し、暮らす人の資産となる質の高い住宅地の景観形成を目指します。



### (3) 基準に適合した外壁基調色の例

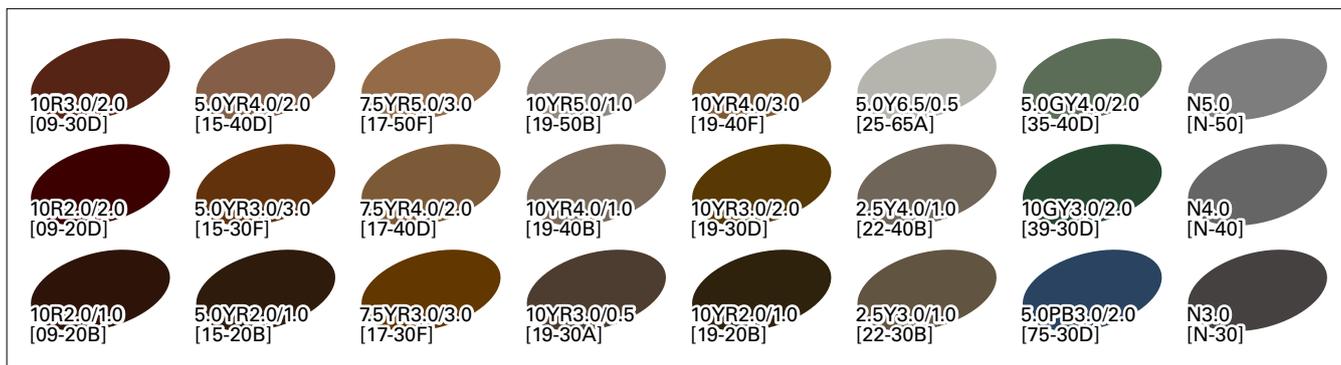
住居系地域において、建築物の外壁及び工作物の外観の基調色として用いることができる色彩の代表例です。



※記号の上段はマンセル値を表し、下段は日本塗料工業会塗料用標準色見本帳番号を表しています。

### (4) 基準に適合した屋根基調色の例

住居系地域において、建築物の屋根基調色として用いることができる色彩の代表例です。



※記号の上段はマンセル値を表し、下段は日本塗料工業会塗料用標準色見本帳番号を表しています。

### (5) 色彩景観形成のイメージ

住居系地域における、色彩景観形成のイメージです。



**(6)外壁(外観)基調色の色彩基準**

この色彩基準は、暖かく落ち着いた住宅地のまち並みを保全・創出するために設定したものです。

建築物の外壁及び工作物の外観の基調となる色彩は、右の表の範囲内から選択することはもとより、周辺の落ち着いた住宅地との連続性を保ち、心地よく暮らすことのできる住宅地の形成につとめて下さい。

また、集合住宅など規模の大きい建築物では、高層部と低層部の色彩に変化をつけたり、建物形状に合わせて外装材・色を使い分けるなどなど、周辺の住宅に対して威圧感を与えない外観のデザインに配慮して下さい。

		色相区分	明度区分	彩度の上限	備考
出現頻度が高い暖色系色相	R系	0.0R (10RP)～4.9R	8.0以上	1.0以下	
			5.0以上8.0未満	2.0以下	
			5.0未満	2.0以下	
		5.0R～9.9R	8.0以上	1.0以下	
			5.0以上8.0未満	2.0以下	
			5.0未満	4.0以下	
	YR系	0.0YR (10R)～4.9YR	8.0以上	2.0以下	
			5.0以上8.0未満	3.0以下	
			5.0未満	6.0以下	
		5.0YR～9.9YR	8.0以上	3.0以下	
			5.0以上8.0未満	4.0以下	
			5.0未満	6.0以下	
Y系	0.0Y (10YR)～5.0Y	8.0以上	3.0以下		
		5.0以上8.0未満	4.0以下		
		5.0未満	6.0以下		
	5.1Y～9.9Y	8.0以上	2.0以下		
		5.0以上8.0未満	3.0以下		
		5.0未満	6.0以下		
出現頻度が低いその他の色相			8.0以上	1.0以下	
			5.0以上8.0未満	2.0以下	
			5.0未満	2.0以下	
無彩色			8.0以上	0	使用可
			5.0以上8.0未満	0	使用可
			5.0未満	0	使用可

**(7)屋根基調色の色彩基準**

この色彩基準は、暖かさや落ち着いたきの中にも適度な変化のある屋根景観を保全・創出するために設定したものです。

建築物の屋根の色彩は、外壁との調和はもとより、周囲の家々との調和も考慮し、落ち着いたきのある住宅地の形成につとめて下さい。

基準の中心色は、灰色や黒、こげ茶などですが、落ち着いた低彩度の範囲であれば緑や青などの色相からも屋根色を選択することが可能です。周囲の街並みを良く確認し、住宅の形態・意匠などと街並みへの調和のバランスを考慮して色彩を選択するようにして下さい。

		色相区分	明度区分	彩度の上限	備考
出現頻度が高い暖色系色相	R系	0.0R (10RP)～4.9R	7.0以下	2.0以下	
			7.0以下	2.0以下	
	YR系	0.0YR (10R)～4.9YR	7.0以下	2.0以下	
			7.0以下	3.0以下	
	Y系	0.0Y (10YR)～5.0Y	7.0以下	3.0以下	
			7.0以下	2.0以下	
出現頻度が低いその他の色相			7.0以下	2.0以下	
無彩色			7.0以下	0	使用可



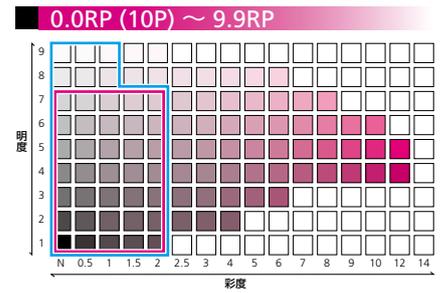
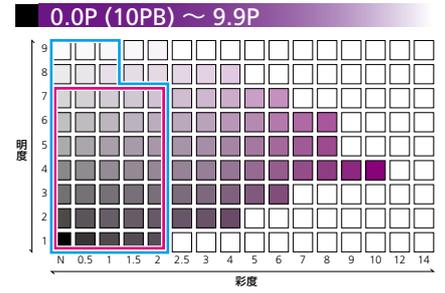
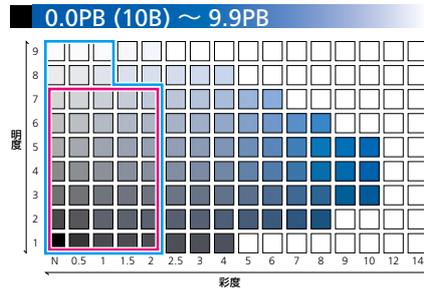
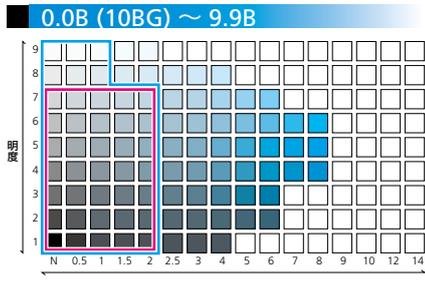
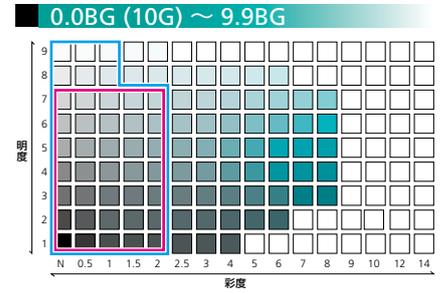
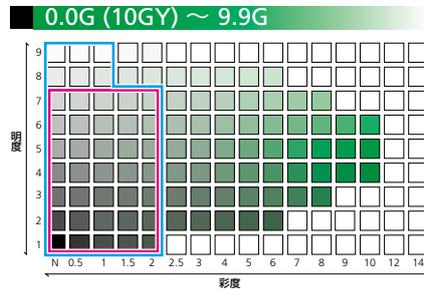
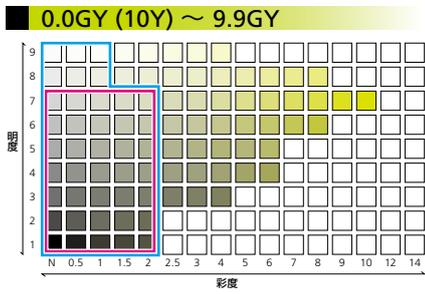
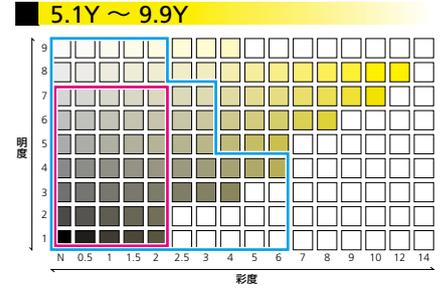
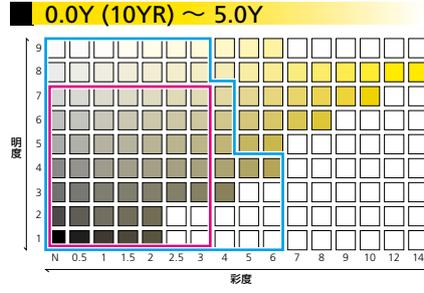
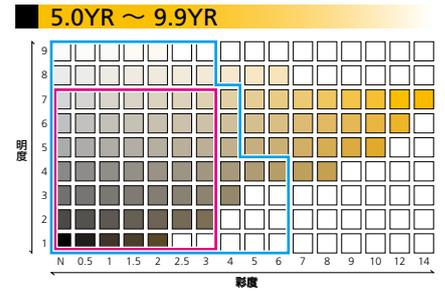
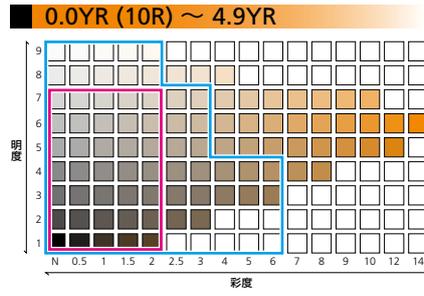
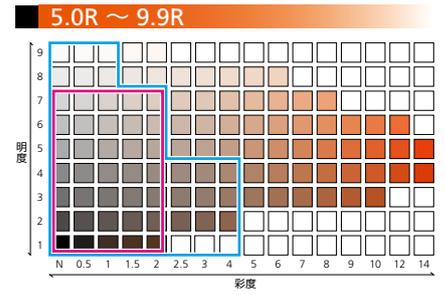
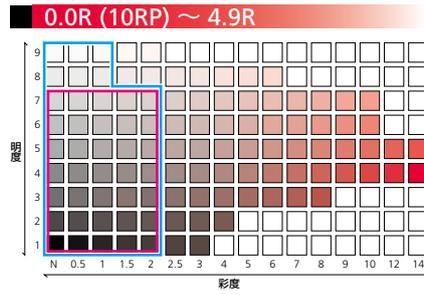
推奨する色相



特に推奨する色相

※各立面(外壁面)の1/5 (又は1/10)までの面積で基調色以外の色彩(強調色)を用いることができます。  
 ※建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層などの色彩を含みます。  
 ※端数は、小数点第二位を四捨五入して算定します。

(8)色相別の色彩許容範囲のイメージ(住居系地域の色彩)



※各色の面積が小さいため、実際の記載よりも地味に見える場合があります。

準工業地域  
工業地域  
工業専用地域

工業系地域については、県を代表する研究開発拠点である高山地区及び平城相楽地区や県内最大規模の昭和工業団地地区などを対象に実態調査を行いました。

## 5-5 工業系地域の色彩

### (1) 色彩景観の現況

#### ●外壁の色彩

いずれの地区においても、彩度2以下の低彩度色・無彩色を採用する建物が多く、派手さのない色味を抑えた色彩が基調となっていることが確認できました。また、建物用途を反映して、現代的な印象のある寒色系の低彩度色を用いた建築物も比較的多く見られました。全般的には、明るく色味を抑えた色調でそろっており、ウォームグレイやクールグレイが景観の基調となっているといえます。

#### ●屋根の色彩

工業系用途の建築物等は、陸屋根形式を採用したものが多くなっています。一方、勾配屋根を採用した事例では、赤系から青系まで多様な色相が採用され、無彩色から最高彩度色まで多彩な色が用いられています。施設整備において経済性が重視される工場や倉庫等では、色彩的な個性を表現する数少ない部位として屋根やパラペット等が位置づけられていることも考えられます。

### (2) 色彩景観形成の考え方

#### 先進性と親しみが感じられる産業景観の形成

本地域では、ものづくりの先進性が感じられる清潔感のある色彩を基本とするとともに、色彩を生かした外観の分節化や外構の緑の充実などにより、大規模施設の威圧感を低減し親しみやすい産業景観の形成を目指します。



- 01 整然として清潔感がある事業所一大和郡山市
- 02 外装の質に配慮したタイル貼りの事業所一大和郡山市
- 03 黒い金属板で現代的な印象を形成した事業所一大和郡山市
- 04 ライトグレーの落ち着いた研究施設一生駒市
- 05 低彩度色を基調とし外構の緑が映える研究所一奈良市
- 06 生駒丘陵の山並みと調和した高山サイエンスパーク一生駒市



### (3) 基準に適合した外壁基調色の例

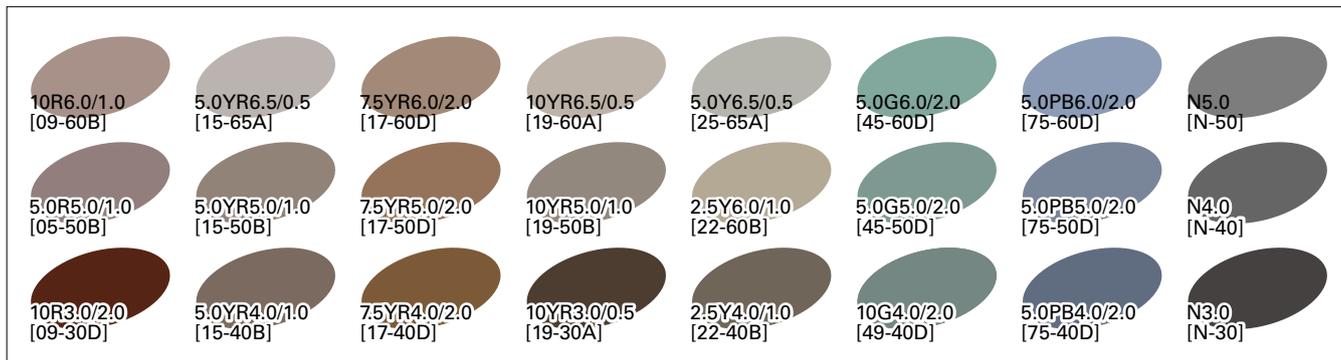
工業系地域において、建築物の外壁及び工作物の外観の基調色として用いることができる色彩の代表例です。



※記号の上段はマンセル値を表し、下段は日本塗料工業会塗料用標準色見本帳番号を表しています。

### (4) 基準に適合した屋根基調色の例

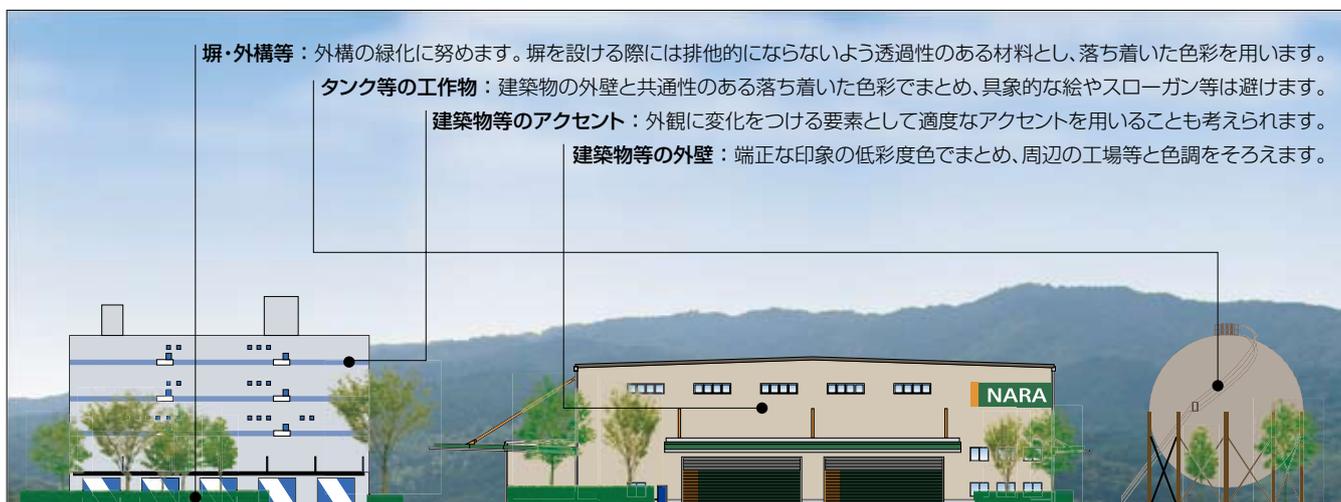
工業系地域において、建築物の屋根基調色として用いることができる色彩の代表例です。



※記号の上段はマンセル値を表し、下段は日本塗料工業会塗料用標準色見本帳番号を表しています。

### (5) 色彩景観形成のイメージ

工業系地域における、色彩景観形成のイメージです。



**(6)外壁(外観)基調色の色彩基準**

この色彩基準は、整然とした端正な工場地のまち並みを保全・創出するために設定したものです。

工場や倉庫など建築物は、規模が大きいことやその形態に特異性があることなどから、それだけでも周囲に威圧感を与えやすいものです。現況の工場地で多く用いられている明るい低彩度色を基本に配色を組み立てると威圧感の低減につながります。

一方、周囲が開けた平地ばかりでなく、丘陵地に面した工場地が多いことも奈良の特徴のひとつです。こうした敷地では、背景の樹林から著しく突出するような白っぽい色彩を避け、より落ち着いた色彩を用いて、自然と共生する新しい産業施設のあり方を検討することも大切です。

		色相区分	明度区分	彩度の上限	備考
出現頻度が高い暖色系色相	R系	0.0R (10RP)～4.9R	8.0以上	1.0以下	
			5.0以上8.0未満	2.0以下	
			5.0未満	1.0以下	
		5.0R～9.9R	8.0以上	1.0以下	
			5.0以上8.0未満	2.0以下	
			5.0未満	1.0以下	
	YR系	0.0YR (10R)～4.9YR	8.0以上	2.0以下	
			5.0以上8.0未満	3.0以下	
			5.0未満	2.0以下	
		5.0YR～9.9YR	8.0以上	3.0以下	
			5.0以上8.0未満	4.0以下	
			5.0未満	3.0以下	
Y系	0.0Y (10YR)～5.0Y	8.0以上	3.0以下		
		5.0以上8.0未満	4.0以下		
		5.0未満	3.0以下		
	5.1Y～9.9Y	8.0以上	2.0以下		
		5.0以上8.0未満	3.0以下		
		5.0未満	2.0以下		
出現頻度が低いその他の色相			8.0以上	1.0以下	
			5.0以上8.0未満	2.0以下	
			5.0未満	1.0以下	
無彩色			8.0以上	0	使用可
			5.0以上8.0未満	0	使用可
			5.0未満	0	使用可

**(7)屋根基調色の色彩基準**

この色彩基準は、暖かさや落ち着いたきの中にも適度な変化のある屋根景観を保全・創出するために設定したものです。

現況、大規模な工場や倉庫などの屋根色として鮮やかな青や緑が用いられている例が見られますが、こうした色彩が高所や遠方などから突出して見える場合もあります。

工業系建築物等の屋根についても、他の用途と同様に派手な色彩を避け、落ち着いた外観となるよう配慮して下さい。

		色相区分	明度区分	彩度の上限	備考
出現頻度が高い暖色系色相	R系	0.0R (10RP)～4.9R	7.0以下	2.0以下	
			5.0R～9.9R	7.0以下	2.0以下
	YR系	0.0YR (10R)～4.9YR	7.0以下	2.0以下	
			5.0YR～9.9YR	7.0以下	3.0以下
	Y系	0.0Y (10YR)～5.0Y	7.0以下	3.0以下	
			5.1Y～9.9Y	7.0以下	2.0以下
出現頻度が低いその他の色相			7.0以下	2.0以下	
無彩色			7.0以下	0	使用可



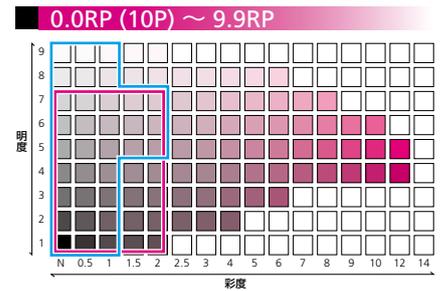
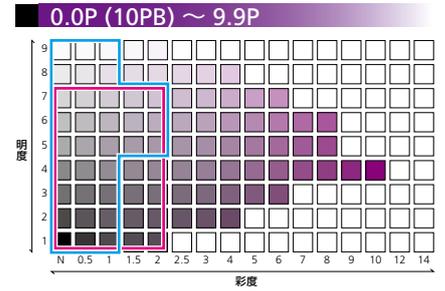
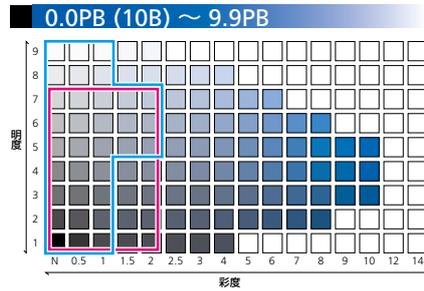
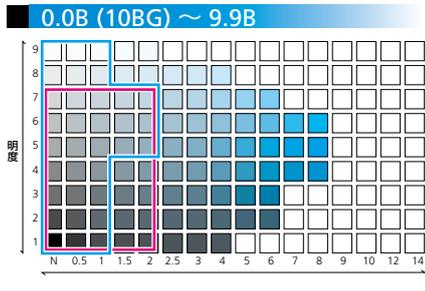
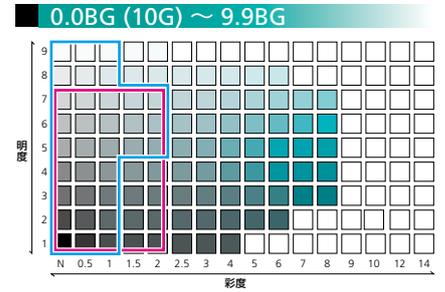
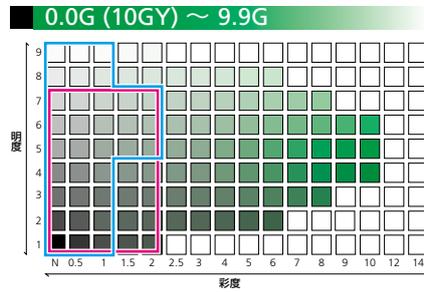
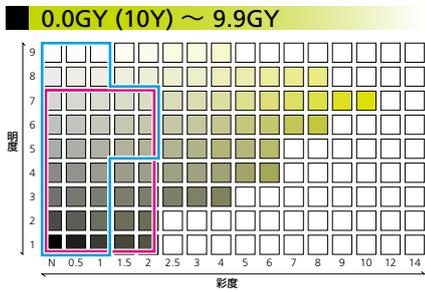
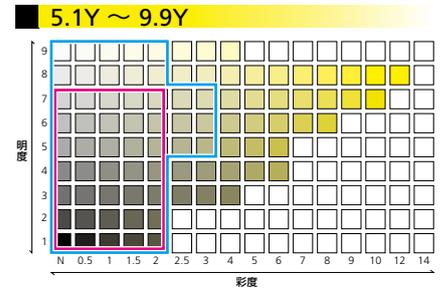
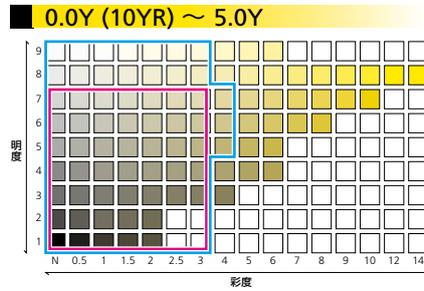
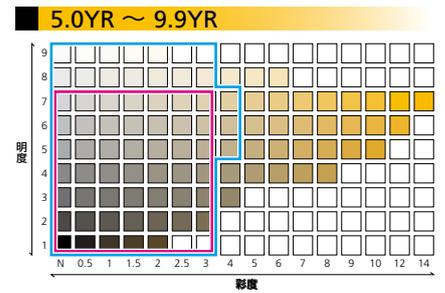
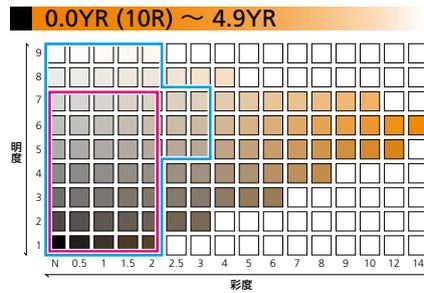
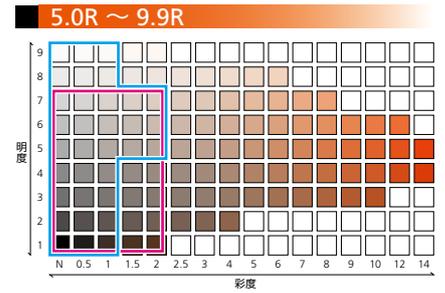
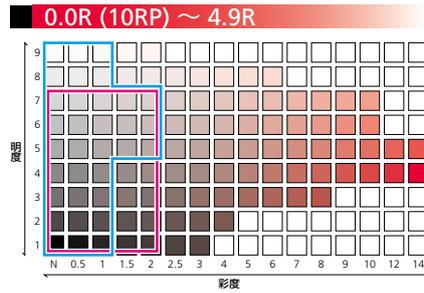
推奨する色相



特に推奨する色相

※各立面(外壁面)の1/5 (又は1/10)までの面積で基調色以外の色彩(強調色)を用いることができます。  
 ※建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層などの色彩を含みます。  
 ※端数は、小数点第二位を四捨五入して算定します。

(8)色相別の色彩許容範囲のイメージ(工業系地域の色彩)



※各色の面積が小さいため、実際の記載よりも地味に見える場合があります。

近隣商業地域  
商業地域

商業系地域としては、主要駅周辺や新規整備地区、幹線道路沿道などを対象に実態調査を行いました。

- 01 商業ビルが林立する大和八木駅周辺—橿原市
- 02 奈良の玄関口となる奈良駅周辺—奈良市
- 03 再開発が行われた生駒駅西口周辺—生駒市
- 04 テナントビルが集積する学園前駅周辺—奈良市
- 05 街並み環境整備事業による街並み—大和郡山市
- 06 大和中央道押熊周辺の沿道景観—奈良市
- 07 国道24号柏木町周辺の沿道景観—奈良市



## 5-6 商業系地域の色彩

### (1) 色彩景観の現況

#### ●外壁の色彩

主要駅周辺や新規整備地区では、建物用途を反映して比較的幅広い範囲の色彩が用いられていますが、植物の葉の鮮やかさである彩度6を超える派手な建築物等ごく少数であり、全体の1割未満となっています。また、YR系、Y系の暖色系色相、彩度4程度までの低彩度色が大半を占めており、とくに派手に感じられがちな商業系の地区においても、奈良の市街地では暖かく、穏やかな色彩が基調となっていることが確認できました。

幹線道路沿道では、落ち着いた色彩が主体となっている一方、派手な色彩も多く見られ、沿道を構成する街並みとしては秩序が感じられにくい状況も見られました。

#### ●屋外広告物の色彩

商業系地域では、派手な色彩を用いた規模の大きい屋外広告物が多数掲出されています。特に、駅前や幹線道路の一部地域では屋外広告物の色彩がけばけばしく落ち着いた景観を創り出す要因のひとつとなっています。

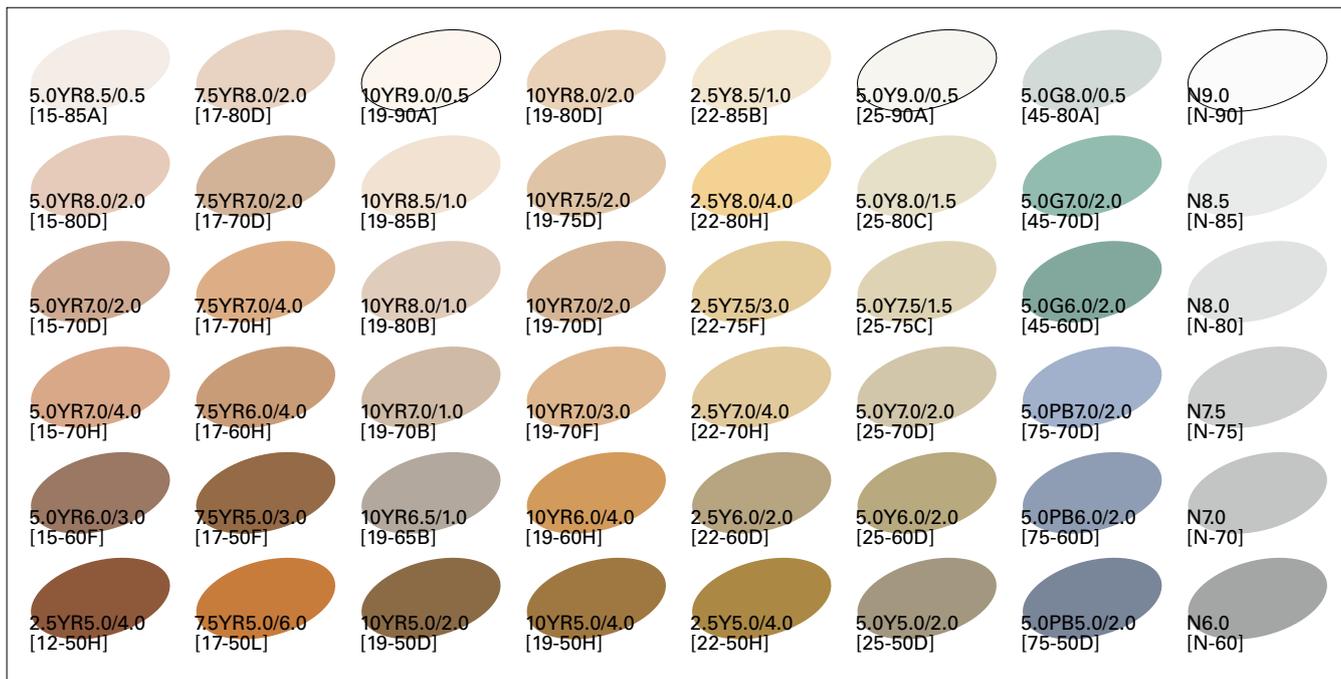
### (2) 色彩景観形成の考え方

#### にぎわいの中にも品格や協調性が感じられる街並み景観の形成

本地域では、交流や往来の拠点としての活力が感じられるにぎわいの中にも、けばけばしさを抑えた節度ある色づかいや、両隣をはじめとする街並みの協調性が感じられる色づかいにより、活力と風格を両立した街並み景観の形成を目指します。

### (3) 基準に適合した外壁基調色の例

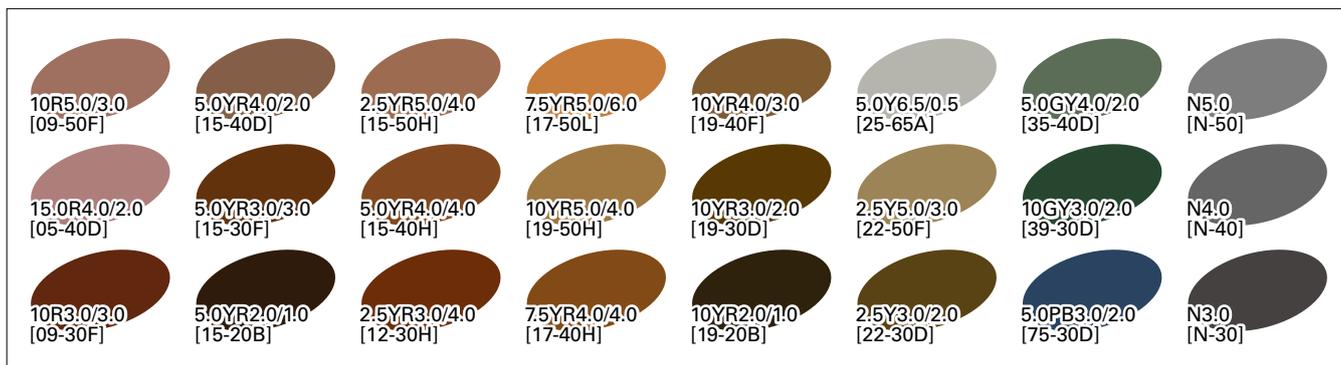
商業系地域において、建築物の外壁及び工作物の外観の基調色として用いることができる色彩の代表例です。



※記号の上段はマンセル値を表し、下段は日本塗料工業会塗料用標準色見本帳番号を表しています。

### (4) 基準に適合した屋根基調色の例

商業系地域において、建築物の屋根基調色として用いることができる色彩の代表例です。



※記号の上段はマンセル値を表し、下段は日本塗料工業会塗料用標準色見本帳番号を表しています。

### (5) 色彩景観形成のイメージ

商業系地域における、色彩景観形成のイメージです。



**(6)外壁(外観)基調色の色彩基準**

この色彩基準は、賑わいの中にも品格や秩序のあるまち並みを保全・創出するために設定したものです。商業地としての特性をふまえ、比較的幅広い範囲から基調色が選択できるよう工夫されています。

このため、色と色の組み合わせによっては、奇抜な外観や隣接した建築物と大きく対比する外観を創り出すことも可能になりますが、配色にあたっては、基調色とアクセントの調和や周辺の建築物等との調和を大切に、街並み全体に賑わいと品格が感じられるよう十分に配慮して下さい。

なお、外壁のうち各立面の1/5の面積までは、この基準によらず多様な色彩を用いることができますが、特に鮮やかな色彩については、できるだけ低層部に集約し、外観に変化を与えるポイントとして効果的に用いるようにして下さい。

		色相区分	明度区分	彩度の上限	備考
出現頻度が高い暖色系色相	R系	0.0R (10RP) ~ 4.9R	8.0以上	1.0以下	
			5.0以上8.0未満	2.0以下	
			5.0未満	2.0以下	
		5.0R ~ 9.9R	8.0以上	1.0以下	
			5.0以上8.0未満	4.0以下	
			5.0未満	4.0以下	
	YR系	0.0YR (10R) ~ 4.9YR	8.0以上	2.0以下	
			5.0以上8.0未満	4.0以下	
			5.0未満	6.0以下	
		5.0YR ~ 9.9YR	8.0以上	3.0以下	
			5.0以上8.0未満	6.0以下	
			5.0未満	6.0以下	
Y系	0.0Y (10YR) ~ 5.0Y	8.0以上	3.0以下		
		5.0以上8.0未満	6.0以下		
		5.0未満	6.0以下		
	5.1Y ~ 9.9Y	8.0以上	2.0以下		
		5.0以上8.0未満	4.0以下		
		5.0未満	6.0以下		
出現頻度が低いその他の色相			8.0以上	1.0以下	
			5.0以上8.0未満	2.0以下	
			5.0未満	2.0以下	
無彩色			8.0以上	0	使用可
			5.0以上8.0未満	0	使用可
			5.0未満	0	使用可

**(7)屋根基調色の色彩基準**

この色彩基準は、外壁と同様に、賑わいの中にも品格や秩序のある屋根景観を保全・創出するために設定したものです。

商業施設などでの展開も考慮し、右の表の範囲で、色味のある赤茶系の色彩の落ち着いた低彩度色の青や緑も用いることができるようになっています。

一方、奈良の屋根景観の基本となっている色彩はいぶし瓦の灰色やそれに近い黒、こげ茶色などです。屋根の色彩を鮮やかに着飾るばかりでなく、現代的な建築物にも展開可能ないぶし瓦の色彩を生かすなど、奈良らしい商業建築物のデザインも検討するよう心がけて下さい。

		色相区分	明度区分	彩度の上限	備考
出現頻度が高い暖色系色相	R系	0.0R (10RP) ~ 4.9R	7.0以下	2.0以下	
		5.0R ~ 9.9R	7.0以下	2.0以下	
	YR系	0.0YR (10R) ~ 4.9YR	7.0以下	4.0以下	
		5.0YR ~ 9.9YR	7.0以下	6.0以下	
	Y系	0.0Y (10YR) ~ 5.0Y	7.0以下	6.0以下	
		5.1Y ~ 9.9Y	7.0以下	4.0以下	
出現頻度が低いその他の色相			7.0以下	2.0以下	
無彩色			7.0以下	0	使用可



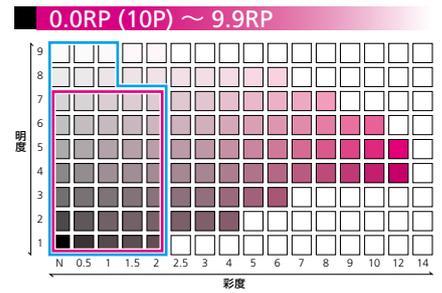
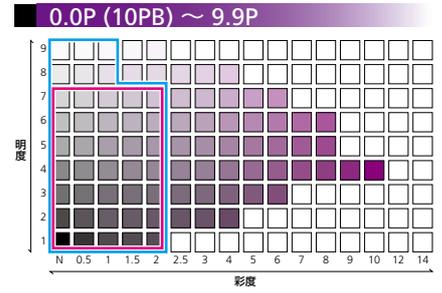
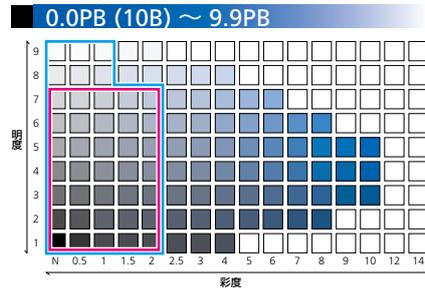
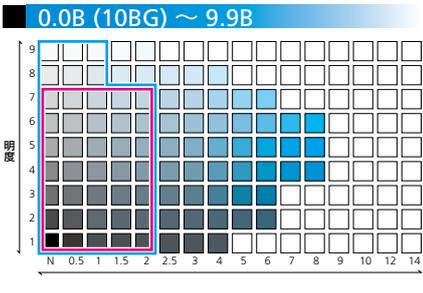
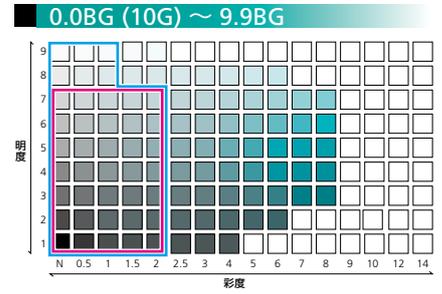
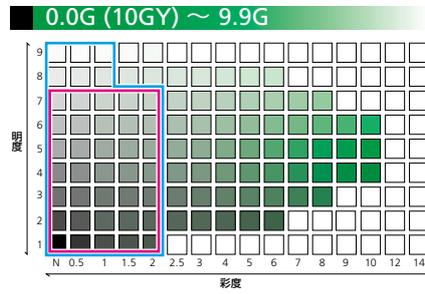
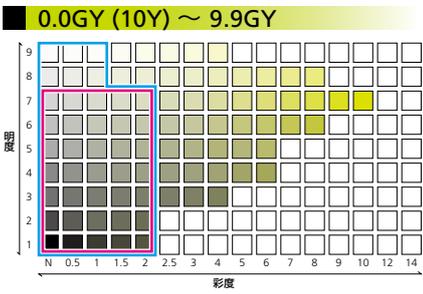
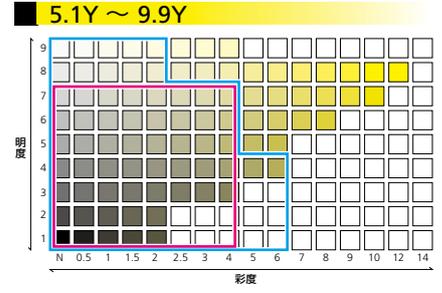
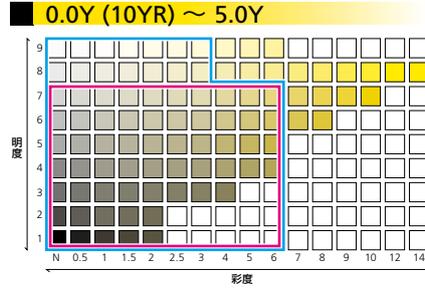
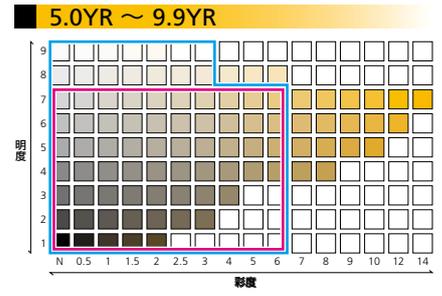
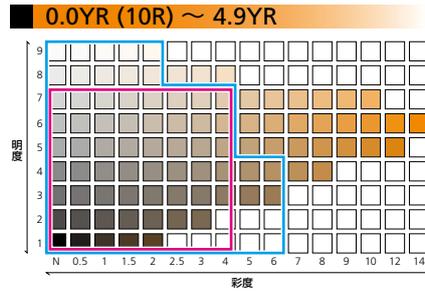
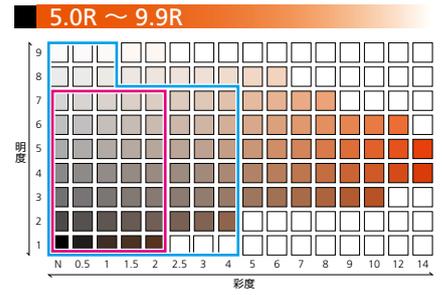
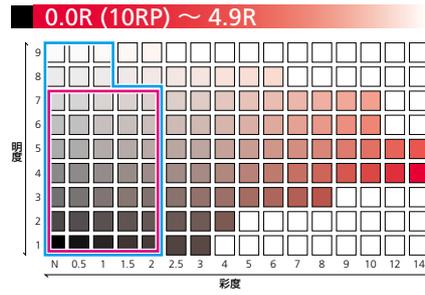
推奨する色相



特に推奨する色相

※各立面(外壁面)の1/5 (又は1/10)までの面積で基調色以外の色彩(強調色)を用いることができます。  
 ※建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層などの色彩を含みます。  
 ※端数は、小数点第二位を四捨五入して算定します。

(8)色相別の色彩許容範囲のイメージ(商業系地域の色彩)



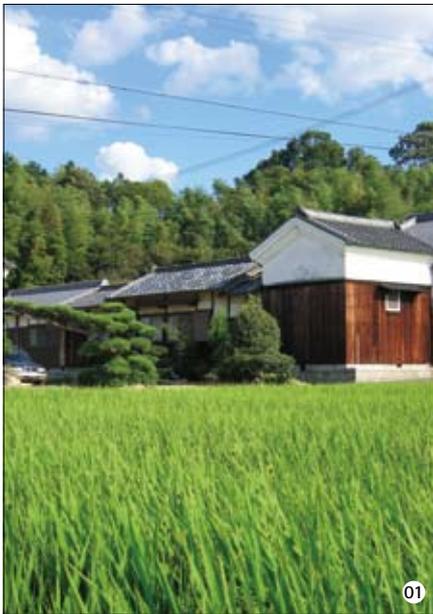
凡例	
	外壁基調色の許容範囲
	屋根基調色の許容範囲

※各色の面積が小さいため、実際の記載よりも地味に見える場合があります。

住居系、工業系、商業系以外の地域  
(市街化調整区域、都市計画区域外)

自然系地域としては、山の辺の集落や山間の観光地、大和三山周辺の集落など、奈良の歴史的風土が色濃く残る地域を対象に実態調査を行いました。

- 01 水田の稲と香具山の緑に調和した民家  
— 橿原市
- 02 前後を挟む緑の中で静かにたたずむ集落  
— 桜井市
- 03 集落を取り巻く環濠に姿を映す民家—天理市
- 04 山間の静かな温泉場の雰囲気が残る洞川の街並み—天川村
- 05 すり鉢状の地形に美しく築かれた稲淵の棚田  
— 明日香村



## 5-7 自然系地域の色彩

### (1) 色彩景観の現況

#### ●外壁の色彩

自然系地域では、和風の意匠を採用した建築物が圧倒的に多く、材料面においても木材や漆喰などの自然素材やそれを模した建材が基本となっています。このため外壁の色彩は、自然素材に見られるYR系やY系、無彩色のごく限られた範囲に集中し、全体に暖かみのある穏やかな色調でまとまりを見せています。一部に新しいプレハブ住宅なども見られますがいずれも暖色系の落ち着いた色彩を採用しており、在来の民家等と調和した色彩が選択されています。

#### ●屋根の色彩

屋根の色彩は、いぶし瓦の銀灰色が圧倒的に多く、一部の新しい建築物に灰色やこげ茶などが用いられている様子が確認できました。自然系の地域では、集落の周囲を田畑や丘陵の緑が取り囲み、その中に融和する屋根並みが郷愁を誘う印象深い景観をつくり出しており、屋根の色彩が特に重要な要素となっています。

### (2) 色彩景観形成の考え方

#### 田園や山並みと共生し自然の豊かさが実感できる景観の形成

本地域では、自然の緑の中に穏やかに融和し、地域の文化、歴史との一体感が感じられる自然素材等の色彩を継承し、山の辺、青垣や森林・山岳さらに田園の豊かな自然がいっそう色濃く感じられる共生の色彩景観の形成を目指します。



### (3) 基準に適合した外壁基調色の例

自然系地域において、建築物の外壁及び工作物の外観の基調色として用いることができる色彩の代表例です。

**特におすすめします**



土壁の素材色  
10YR6.0/3.0 程度



木材の素材色 ※新旧により幅があります  
4.5YR3.0/2.0 程度

5.0YR8.0/1.0 [15-80B]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR8.0/0.5 [19-80A]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	10YR8.0/2.0 [19-80D]	2.5Y8.0/1.5 [22-80C]
5.0YR7.5/1.0 [15-75B]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.5/0.5 [19-75A]	10YR7.5/1.0 [19-75B]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	2.5Y7.5/2.0 [22-75D]
5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	7.5YR6.0/2.0 [17-60D]	10YR7.0/0.5 [19-70A]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]
5.0YR6.0/2.0 [15-60D]	7.5YR6.0/3.0 [17-60F]	10YR6.5/0.5 [19-65A]	10YR6.5/1.0 [19-65B]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y6.0/2.0 [22-60D]
5.0YR5.0/2.0 [15-50D]	7.5YR5.0/3.0 [17-50F]	10YR6.0/0.5 [19-60A]	10YR6.0/2.0 [19-60D]	10YR6.0/3.0 [19-60F]	2.5Y5.0/3.0 [22-50F]
5.0YR4.0/2.0 [15-40D]	7.5YR4.0/2.0 [17-40D]	10YR5.0/1.0 [19-50B]	10YR5.0/2.0 [19-50D]	10YR5.0/4.0 [19-50H]	2.5Y4.0/2.0 [22-40D]

※記号の上段はマンセル値を表し、下段は日本塗料工業会塗料用標準色見本帳番号を表しています。

### (4) 基準に適合した屋根基調色の例

自然系地域において、建築物の屋根基調色として用いることができる色彩の代表例です。

**特におすすめします**



いぶし瓦の色 ※新旧により幅があります  
5.0Y4.0/0.5 程度

5.0YR4.0/2.0 [15-40D]	7.5YR5.0/2.0 [17-50D]	10YR5.0/1.0 [19-50B]	10YR4.0/2.0 [19-40D]	5.0Y6.5/0.5 [25-65A]	N5.0 [N-50]
5.0YR3.0/1.0 [15-30A]	7.5YR4.0/2.0 [17-40D]	10YR4.0/1.0 [19-40B]	10YR3.0/2.0 [19-30D]	2.5Y4.0/1.0 [22-40B]	N4.0 [N-40]
5.0YR2.0/1.0 [15-20B]	7.5YR3.0/3.0 [17-30F]	10YR3.0/0.5 [19-30A]	10YR2.0/1.0 [19-20B]	2.5Y3.0/1.0 [22-30B]	N3.0 [N-30]

※記号の上段はマンセル値を表し、下段は日本塗料工業会塗料用標準色見本帳番号を表しています。

### (5) 色彩景観形成のイメージ

自然系地域における、色彩景観形成のイメージです。



**建築物等の外壁:** 既存の田園集落等に見られる暖色系の低彩度色を基本とし、できるだけ木材などの自然素材を活用します。

**建築物の屋根:** いぶし瓦を基本とし、他の屋根材を用いる際にはできるだけいぶし瓦と色調をそろえるようにします。

**外構等:** 積極的に緑を採り入れるとともに、石積の擁壁などは保全し自然な色調の街並みを形成します。

## (6) 外壁(外観)基調色の色彩基準

この色彩基準は、自然景観に融和し、自然が引き立つ色彩景観を保全・創出するために設定したものです。

建築物の外壁及び工作物の外観の基調となる色彩は、既存の田園・山間集落や歴史的街並みに倣い、低彩度の落ち着いた色彩を基本とし、周囲の景観から突出しないように配慮して下さい。

外装材に、いぶし瓦やしっくい、土壁などの伝統的建材を用いたり、木材や石材など地場の自然素材を活用し、周辺の景観との一体化を図ることも大切です。

また、山地や丘陵地を背景とした規模の大きい建築物などは、明度の対比にも留意し基調色に高明度色を用いることを避けたり、単調な長大壁とならないよう形態や色彩の工夫を採り入れることも必要です。

		色相区分	明度区分	彩度の上限	備考
出現頻度が高い暖色系色相	R系	0.0R (10RP)～4.9R	8.0を超える	—	使用不可
			5.0以上8.0以下	1.0以下	
			5.0未満	2.0以下	
		5.0R～9.9R	8.0を超える	—	使用不可
			5.0以上8.0以下	2.0以下	
			5.0未満	3.0以下	
	YR系	0.0YR (10R)～4.9YR	8.0を超える	—	使用不可
			5.0以上8.0以下	2.0以下	
			5.0未満	4.0以下	
		5.0YR～9.9YR	8.0を超える	—	使用不可
			5.0以上8.0以下	3.0以下	
			5.0未満	4.0以下	
Y系	0.0Y (10YR)～5.0Y	8.0を超える	—	使用不可	
		5.0以上8.0以下	3.0以下		
		5.0未満	4.0以下		
	5.1Y～9.9Y	8.0を超える	—	使用不可	
		5.0以上8.0以下	2.0以下		
		5.0未満	4.0以下		
出現頻度が低いその他の色相			8.0を超える	—	使用不可
			5.0以上8.0以下	1.0以下	
			5.0未満	2.0以下	
無彩色			8.0を超える	—	使用不可
			5.0以上8.0以下	0	使用可
			5.0未満	0	使用可

## (7) 屋根基調色の色彩基準

この色彩基準は、緑や山並みの中に融和した屋根景観を保全・創出するために設定したものです。

この地域では、建築物の屋根材としていぶし瓦が普及し、穏やかな灰色の屋根が田園や山並みの緑に溶け込む、自然と共生した景観が形成されています。

この地域の建築物は、できるだけ勾配屋根を採用するとともに、いぶし瓦を用い、それが困難な場合でもいぶし瓦の色彩に近い無彩色や暖色系の低彩度・低明度色の中から屋根材を選定するようにして下さい。

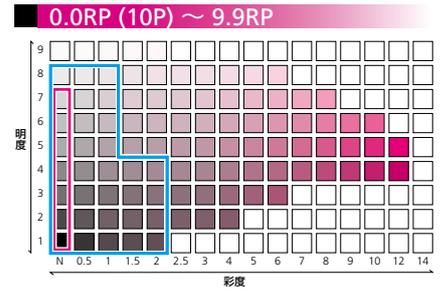
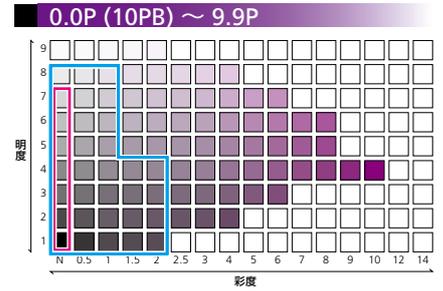
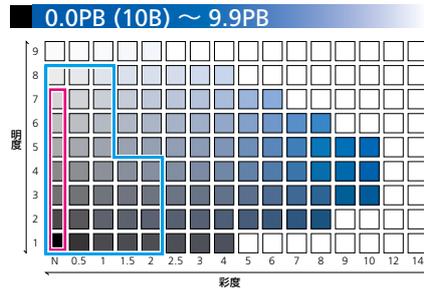
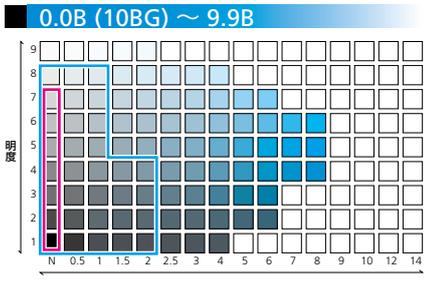
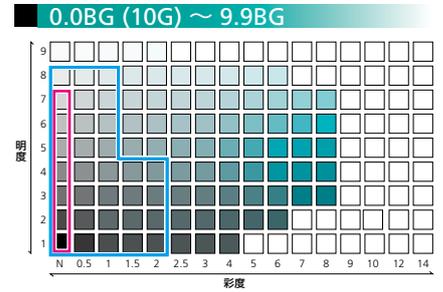
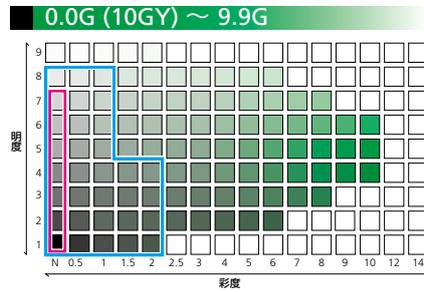
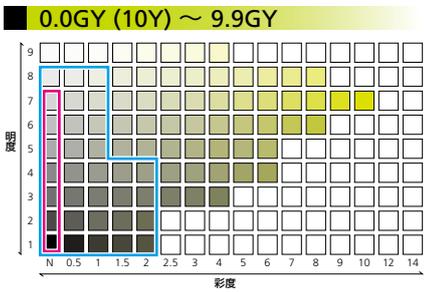
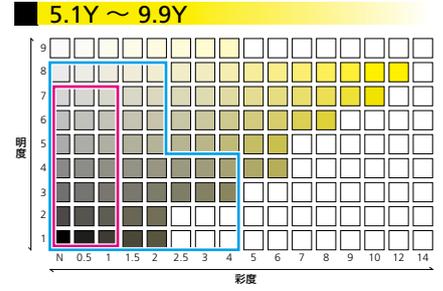
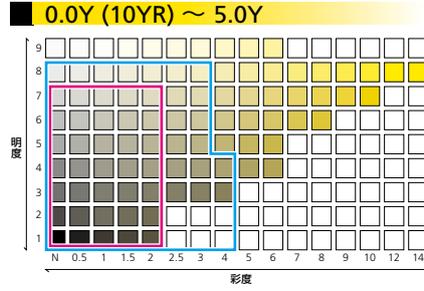
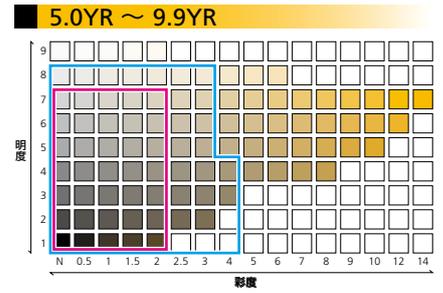
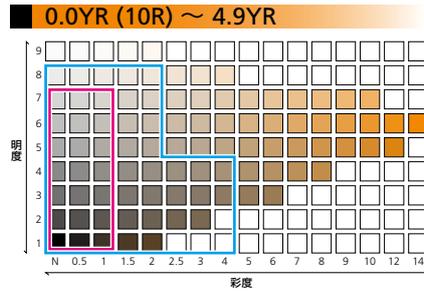
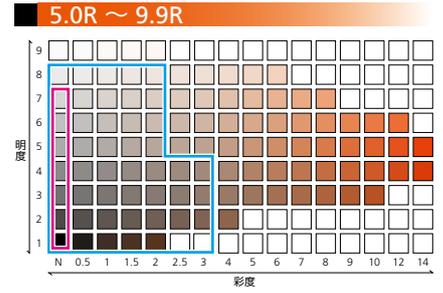
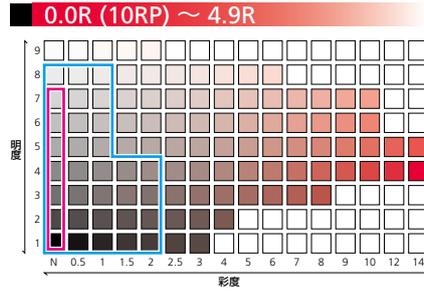
		色相区分	明度区分	彩度の上限	備考
出現頻度が高い暖色系色相	R系	0.0R (10RP)～4.9R	—	—	使用不可
		5.0R～9.9R	—	—	使用不可
	YR系	0.0YR (10R)～4.9YR	7.0以下	1.0以下	
		5.0YR～9.9YR	7.0以下	2.0以下	
	Y系	0.0Y (10YR)～5.0Y	7.0以下	2.0以下	
		5.1Y～9.9Y	7.0以下	1.0以下	
出現頻度が低いその他の色相			—	—	使用不可
無彩色			7.0以下	0	使用可

 推奨する色相

 特に推奨する色相

※各立面(外壁面)の1/5 (又は1/10)までの面積で基調色以外の色彩(強調色)を用いることができます。  
 ※建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層などの色彩を含みます。  
 ※端数は、小数点第二位を四捨五入して算定します。

(8)色相別の色彩許容範囲のイメージ(自然系地域の色彩)



※各色の面積が小さいため、実際の記載よりも地味に見える場合があります。